【流山市指定給水装置工事事業者指定申請(廃止等)届のご案内】

給水装置工事の事業を休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したとき、事業を再開したときは届出をすることとなっています。

1. 申請書類

申請書	備考
指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書(様式第11号)	・変更のあった日から廃止及び休止は30日以内、再開については10日以内に提出

2. 添付書類

添付書類	備考
流山市指定給水装置工事事業者証(発行済みのもの)	

3. 申請及び提出先

住所　流山市おおたかの森西一丁目19番地
名称　流山市上下水道局内　上下水道センター(1階)
電話　04－7159－9925
※原則、窓口対応のみの手続きで、郵送による受付は行っておりません。